

「コムストックローン約款」【コムストックローン・通信取引】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 21 年 1 月 5 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
第 1 条 〔現行どおり〕 第 2 条 (融資要領) 1 振替決済口座の開設 <u>コムストックローンの利用にあたり、お客様は、当社所定の方法により、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券にかかるお客様の口座（当社が別に定める振替決済口座管理規定に基づく各振替決済口座とし、以下、総称して「振替決済口座」といいます。）を当社に開設していただきます。</u> 2～5 〔現行第 1 項～第 4 項のとおり〕 6 遅延損害金 お客様が第 2 項第 2 号に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第 8 条により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 14%（年 365 日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。 第 3 条 (担保) 1 〔現行どおり〕 2 担保有価証券は、<u>振替法に基づく振替制度</u>を利用して差し入れていただきます。 3 当社は、担保有価証券（<u>配当その他付随する権利を含むものとします。</u>）について、この約款、<u>振替決済口座管理規定、振替法その他の法令の定めおよび株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程その他の定め</u>に従って取り扱います。 4 担保有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。 (1) 株式 (2) 協同組織金融機関の発行する<u>優先出資</u> (3) 投資口 (4) 投資信託の<u>受益権</u>	第 1 条 〔 略 〕 第 2 条 (融資要領) 〔 新 設 〕 1～4 〔 略 〕 5 遅延損害金 お客様が第 1 項第 2 号に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第 11 条により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 15%（年 365 日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。 第 3 条 (担保) 1 〔 略 〕 2 担保有価証券は、<u>株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が行う証券保管振替制度（以下「保振制度」といいます。）</u>を利用して差し入れていただきます。 3 当社は、担保有価証券について、この約款、<u>「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）その他の法令または保振法第 5 条の規定に基づく機構の業務規程および業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定め</u>に従って取り扱います。 4 担保有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。 (1) 株券 (2) 協同組織金融機関の発行する<u>優先出資証券</u> (3) 投資証券 (4) 投資信託の<u>受益証券</u>

新	旧
5 当社は、担保有価証券をお客様から書面による同意を得て再担保に供することができるものとします。 6 〔現行どおり〕 第4条（担保の差入れ） 1 担保を差し入れる場合は、当社所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、担保として差し入れられた有価証券に根質権を設定していただきます。この場合において、<u>機構に開設した当社口座の質権口（以下「大証金質権口」といいます。）へ増加の記載または記録する方法により根質権を設定するものとします。</u> 2 <u>お客様が第2条第1項により当社に開設された振替決済口座の保有欄（以下「お客様振替決済口座」といいます。）に振替えられた有価証券は、お客様が担保として差し入れたものとみなし、根質権設定のため、大証金質権口へ増加の記載または記録することとし、これにあたっては、そのつど、お客様より当社に対し振替申請があったものとして取り扱います。</u> 3 <u>お客様が、他の口座から振替により担保差し入れする場合は、振替元口座管理機関に対しお客様振替決済口座への振替申請を行っていただきます。</u> 4 <u>前項により担保差し入れする場合は、お客様振替決済口座にその旨の記載または記録を行ったうえで、大証金質権口への増加の記載または記録が行われます。</u> 5 担保有価証券のうち、株式、協同組織金融機関の優先出資および投資口（以下「株式等」といいます。）について、取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主、優先出資者および投資主に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等があった場合には、<u>次のとおり取り扱います。</u> （1）<u>大証金質権口に交付等がなされたときは、担保として差し入れられたものとして取り扱います。</u> （2）<u>お客様振替決済口座の交付等がなされたときは、担保として差し入れられたもの</u>	5 当社は、担保有価証券を<u>任意に</u>再担保に供することができるものとします。 6 〔 略 〕 第4条（担保の差入れ） 1 担保を差し入れる場合は、当社所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、担保として差し入れられた有価証券に根質権を設定していただきます。この場合において、<u>当社は、お客様の保振制度にかかる顧客口座（以下「保振担保口座」といいます。）簿上に当社の質権口座を開設し、同口座へ振替記載する方法により行います。なお、保振担保口座に振替記載された有価証券は、お客様が担保として差し入れたものとみなします。</u> 2 <u>前項中段に定めるお客様の保振担保口座および当社の質権口座の開設については、お客様から当社所定の実質株主報告名義届出書により申請を受け、当社がこれを開設します。</u> <u>また、根質権設定のため、当社がお客様の保振担保口座から同口座簿上に開設した当社の質権口座へ振替記載するにあたっては、そのつど、振替記載の請求があったものとして取り扱います。</u> 3 <u>有価証券が、保振制度にかかる他の口座から振替により担保として差し入れられる場合は、お客様の保振担保口座簿にその旨の記載を行ったうえで、同口座簿上に開設した当社の質権口座に振替記載したときをもって差し入れられたものとして取り扱います。</u> 〔 新 設 〕 4 担保有価証券のうち、株式、協同組織金融機関の優先出資および投資口（以下「株式等」といいます。）について、取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主、優先出資者および投資主（以下「株主等」といいます。）に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等があった場合には、<u>新たに当該株式等が交付等され、お客様の保振担保口座簿上に開設した当社の質権口座に増額記載されたときをもって、これにかかる株券、協同組織金融機関の発行する優先出資証券および投資証券（以下「株券等」といいます。）が担保として差し入れられたものとして取り扱います。</u>

新	旧
<u>とみなし、お客様からそのつど当社に対し、大証金質権口への振替申請があったものとして取り扱います。</u> <u>6 担保有価証券が大証金質権口に記録されている場合において、当社が権利保全のために必要と認めるときは、当社は、登録質の申出をすることがあります。</u> 〔 削 る 〕 〔 削 る 〕	〔 新 設 〕 <u>第5条（担保有価証券の保管）</u> <u>担保有価証券は、機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券等を所定の時期に機構名義に書き換えて保管します。</u> <u>第6条（混蔵保管に関する同意事項）</u> <u>前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。</u> <u>(1) 担保有価証券と同銘柄の有価証券に対し、その担保有価証券の数に応じて共有権または準共有権を取得すること。</u> <u>(2) 新たに担保有価証券の差入れを受けるときまたは担保有価証券を返戻するときは、その担保有価証券の受入れまたは返戻については、同銘柄の担保有価証券を差し入れている他のお客様と協議を要しないこと。</u> <u>(3) 当社が開設したお客様の保振担保口座簿に預託株数等の数量が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、当社は、お客様の保振担保口座簿に記載され、同口座簿上に開設した当社質権口座に振替記載された預託株数等の数量に応じた有価証券の占有者とみなされること。</u> <u>(4) 機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、法律に定める不所持の申出をした場合には、当該株券等は機構に預託されているものとみなされること。</u> <u>(5) 当社は、株主等に対する剰余金配当等諸権利の割当基準日（以下「権利確定日」といいます。）等の一定の日には株券等の預託を受けないこと。</u> <u>(6) 法律により外国人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還の請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受けること。</u> <u>(7) 第4条第4項に定める株式等の交付等があった場合は、新たに当該株式等が交付等されたときに、これにかかる株券等が機構に預託されたものとみなされること。</u> <u>(8) 第8条第6項第2号に定める株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還の請求があったものとして取り扱うこと。</u>

新	旧
〔 削 る 〕	(9) <u>預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。</u> <u>第7条（実質株主等の通知等および受益者登録の請求等にかかる処理）</u> 1 <u>担保有価証券のうち株券等の発行者に対するお客様の権利は、保振法および機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。</u> (1) <u>当社は権利確定日等までに、お客様の申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。</u> (2) <u>当社は、権利確定日等における実質株主等の住所、氏名および数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。</u> (3) <u>発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿および投資主名簿の記載と同一の効力を有します。</u> (4) <u>第1号により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は、当社所定の方法により申出をいただき、当社はこれを発行者に通知します。</u> (5) <u>当社は、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様の申出による住所、氏名および数量その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知します。</u> (6) <u>お客様が機構への預託株券等を当社から他の参加者へまたは他の参加者から当社へ振替をした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われます。</u> 2 <u>担保有価証券のうち投資信託の受益証券の発行者に対するお客様の受益者登録は、機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。</u> (1) <u>当社は、信託の計算期間の終了日において差し入れられている受益証券につき、受益者登録の請求にかかる取次ぎの依頼をいただいたものとして取り扱い、当該請求を機構に取り次ぎます。</u> (2) <u>当社は、前号の受益者登録の請求を取り次ぐ場合には、受益者登録の請求に必要な信託の計算期間の終了日現在の保振担保口座簿の写しについて、お客様から交付の請求および当該写しの受益証券の発行者への送付の依頼をいただいたものとして</u>

新	旧
第5条（担保有価証券の返戻） 1 担保有価証券の返戻を請求するときは、当社所定のコムストックローン担保有価証券受取書により行っていただきます。 2 前項による担保有価証券の返戻は、当該有価証券を除いた担保有価証券の時価額（第2条第3項第4号で定める時価額をいいます。以下同じとします。）に65%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計70%以上を占める場合は55%）を乗じた額が融資残高を超えている場合にのみ行うものとします。 3 〔現行第8条第3項のとおり〕 〔 削 る 〕 〔 削 る 〕 4 当社は、お客様が第2条第4項第3号②に定める売却返済をした場合は、第1項の	<u>取り扱い、当該写しを機構に提出します。</u> <u>(3) 当社は、信託の計算期間の終了日までに、受益者登録の手続きに必要なお客様の申出による住所、氏名等を記載した書類を、機構を経由して受益証券の発行者に提出します。</u> <u>(4) 前号の申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は、当社所定の方法により申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の発行者に提出します。</u> <u>(5) 当社は、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかる受益者登録の手続きに必要なお客様の申出による住所、氏名等を記載した書類を機構を経由して受益証券の発行者に提出します。</u> 第8条（担保有価証券の返戻） 1 担保有価証券の返戻を請求するときは、当社所定のコムストックローン担保有価証券受取書により行っていただきます。なお、交付請求される場合は、お客様が機構に預託されたときの名義と異なる名義の株券等が返戻されます。 2 前項による担保有価証券の返戻は、当該有価証券を除いた担保有価証券の時価額（第2条第2項第4号で定める時価額をいいます。以下同じとします。）に65%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計70%以上を占める場合は55%）を乗じた額が融資残高を超えている場合にのみ行うものとします。 3 〔 略 〕 4 <u>単元未満株式については、次のとおり取り扱います。</u> <u>(1) 発行者が単元未満株券を発行しないことを定款において定めている場合には、交付請求に応じることができません。</u> <u>(2) 当社は、お客様から依頼があるときは単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの手続きを代行します。この場合、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。なお、手続きの代行については所定の手数料をいただきます。</u> 5 <u>担保有価証券をお客様が指定する保振制度にかかる他の口座へ振り替える場合は、当社が当該口座へ振替を行い、当社が開設したお客様の保振担保口座簿が減額記載されたときをもって返戻されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要と認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている有価証券の振替は行われません。</u> 6 当社は、次の事項による場合は、第1項の手続きによらず、担保有価証券の返戻の

新	旧
手続きによらず、担保有価証券の返戻の請求があったものとして取り扱います。 〔 削 る 〕 〔 削 る 〕 〔 削 る 〕	請求があったものとして取り扱います。 (1) <u>お客様が第2条第3項第3号②に定める売却返済をした場合</u> <u>この場合には、当社が売却指定金融商品取引業者から売却代金を受領したときをもって、返戻手続きが完了し、お客様は返戻を受けたものとします。</u> (2) <u>担保有価証券のうち株式等について、併合・減資等株券等を発行者へ提出することが必要な場合</u> <u>この場合には、当社が開設したお客様の保振担保口座簿が減額記載されたときをもって、返戻手続きが完了し、お客様は返戻を受けたものとします。</u> (3) <u>前号に定めるほか機構において取扱株券等の取扱いが廃止された場合</u> <u>この場合には、金融商品取引所において上場廃止された日をもって、お客様は返戻を受けたものとします。なお、当該株券等は、機構における取扱廃止日以降、お客様へ郵送等の方法により返還します。ただし、第6条第9号に該当する株券については、この限りではありません。</u>
第6条 〔現行第9条のとおり〕	第9条 〔 略 〕
第7条（追加担保等） 1 前条に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について当社が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに当社が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。 2 〔現行第10条第2項のとおり〕 3 <u>担保有価証券の発行者の定款変更または上場廃止その他の事情によって担保有価証券の担保権設定要件または第三者対抗要件が変更された場合、当社がお客様に対して請求したときは、お客様は当社の指定する方法により、当該要件を備えるための手続きを行うものとします。</u>	第10条（追加担保等） 1 <u>担保有価証券に事故が生じたとき、前条に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について当社が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに当社が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</u> 2 〔 略 〕 〔 新 設 〕
第8条 〔現行第11条のとおり〕	第11条 〔 略 〕
第9条（預り金からの弁済等） <u>当社がお客様からの預り金を有している場合、お客様が第6条に定める担保不足であるときは、お客様は預り金の引き出しができないものとし、また前条に該当し期限の利益を喪失したときは、当社は預り金を債務の弁済に充当するものとし、お客様はこれに異議を述べないものとします。</u>	〔 新 設 〕
第10条～第11条 〔現行第12条～第13条のとおり〕	第12条～第13条 〔 略 〕
第12条（危険負担、免責条項等）	第14条（危険負担、免責条項等）

新	旧
〔 削 る 〕 <u>1～3</u> 〔現行第14条第2項～第4項のとおり〕 <u>第13条～第14条</u>〔現行第15条～第16条のとおり〕 <u>第15条</u>（報告および調査） 1 <u>職業、勤務先、資産の状況等</u>について当社から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。 2 <u>職業、勤務先、資産の状況等</u>について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に対して遅滞なく報告していただくものとします。 <u>第16条</u>（解約） 1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。 (1) 〔現行第18条第1項第1号のとおり〕 <u>(2) お客様が死亡し、または1か月以上にわたって意思確認が困難な状態になったとき。</u> <u>(3) お客様が第8条により期限の利益を喪失したとき。</u> <u>(4) お客様が届出事項において虚偽の記載をしていたことが判明したとき。</u> <u>(5) お客様が第19条の約款変更に同意しないとき。</u> <u>(6) お客様が当社の振替決済口座管理規定を解約したとき。</u> <u>(7) お客様が法令違反により禁錮以上の刑に処せられたとき（その執行が終了したまたは執行を受ける可能性が消滅している場合を除きます。）</u> <u>(8) お客様の信用状態が著しく悪化し、契約継続することが困難な状態であると当社が判断したとき。</u> <u>(9) その他当社がやむをえない事由により解約を申し出たとき。</u> 2 〔現行第18条第2項のとおり〕 <u>3 第1項または前項に該当し、本契約が解約された場合には、お客様から特段のお申出がない限りは、第2条第1項によりお客様が開設した振替決済口座について解約のお申出があったものとして取り扱います。</u> <u>第17条</u>（優先規定） <u>第2条第1項によりお客様が開設した振替決済口座は、お客様の当社に対する債務が存続する限り、振替決済口座管理規定の定めにかかわらず、解約はできないものとし</u>	<u>1 担保有価証券が、事変、災害、その他やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合に生じた損害については、当社はその責任を負わないものとします。</u> <u>2～4</u> 〔 略 〕 <u>第15条～第16条</u> 〔 略 〕 <u>第17条</u>（報告および調査） 1 <u>財産、経営、業況等</u>について当社から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。 2 <u>財産、経営、業況等</u>について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に対して遅滞なく報告していただくものとします。 <u>第18条</u>（解約） 1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。 (1) 〔 略 〕 〔 新 設 〕 <u>(2) お客様が第11条に該当したとき。</u> 〔 新 設 〕 <u>(3) お客様が第21条によるこの約款変更に同意しないとき。</u> 〔 新 設 〕 〔 新 設 〕 〔 新 設 〕 <u>(4) 当社がやむをえない事由により解約を申し出たとき。</u> 2 〔 略 〕 〔 新 設 〕 〔 新 設 〕

